

第4次高萩市地球温暖化対策実行計画



令和2年3月

高萩市

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	背景	1
2	目的	2
3	対象とする範囲	2
4	対象とする温室効果ガス	2
5	計画期間	2
第 2 章	これまでの計画策定、改定の経緯及び概要	3
1	第 1 次計画（平成 14 年 3 月策定）	3
2	第 2 次計画（平成 21 年 3 月策定）	4
3	第 3 次計画（暫定）（平成 29 年 3 月策定）	5
第 3 章	温室効果ガス排出量の目標	6
1	基準年度（平成 30 年度）の排出状況	6
2	本計画の目標	7
第 4 章	取組内容	8
1	重点取り組み事項	8
2	具体的取り組み事項	8
第 5 章	計画の推進・点検	11
1	推進体制	11
2	職員等の意識啓発活動の推進	11
3	実施状況の点検・評価	11
参考資料		12
1	高萩市環境都市宣言	12
2	高萩市環境基本条例	12
3	地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	16

第1章 計画の基本的事項

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の遠近温度が長期的に上昇する現象であり、地球規模での異常気象による自然災害の増加や、農作物や生態系への影響等予測される被害の大きさや深刻さから、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

地球温暖化対策を巡る動きとしては、2015年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のための「SDGs (sustainable development goals: 持続可能な開発目標)」が採択され、その13番目の目標「気候変動に具体的な対策を」では、温室効果ガスの排出を原因とする地球温暖化現象が招く、世界各地での気候変動やその影響を軽減することが目標とされています。

また、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいくこととなり、2020年4月から本格的に実施されます。

わが国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が平成28年5月に閣議決定され、我が国の中期目標として、2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画にて、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

本市においても平成13年度から3期に渡り「高萩市地球温暖化対策実行計画」を策定し、事業所として温室効果ガス排出量削減に取り組んできたところですが、平成29年9月の新庁舎移転後新たな環境のもと、これまで以上に職員一人一人が温室効果ガス排出抑制に取り組むことにより、持続可能な社会の形成を目指すため、第4次高萩市地球温暖化対策実行計画を策定するものです。

2. 目的

地球温暖化対策推進法第21条第1項の規定に基づいて本計画を策定することにより、市内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。

3. 対象とする範囲

本市が行う全ての事務及び事業活動を対象とします。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

図1 日本の温室効果ガスの発生割合

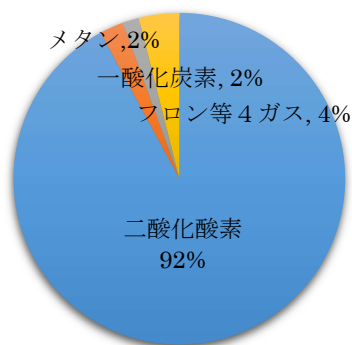
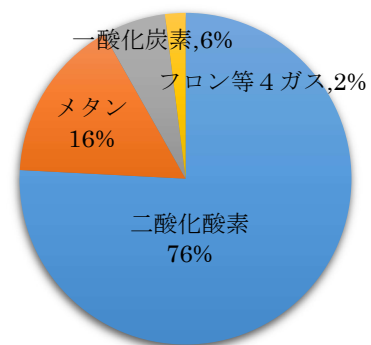


図2 世界の温室効果ガスの発生割合



5. 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。基準年度は、新庁舎移転後新しい環境における温室効果ガス総排出量が確定した直近年度である平成30年度とします。

第2章 これまでの計画策定、改定の経緯及び概要

1. 第1次計画(平成14年3月策定)

(1) 計画の概要

計画期間：平成14年度から平成18年度（5年間）

基準年度：平成12年度

対象範囲：本市が行う全ての事務及び事業活動

対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄

削減目標：基準年度の温室効果ガス総排出量と比較して2%削減

(2) 目標達成状況

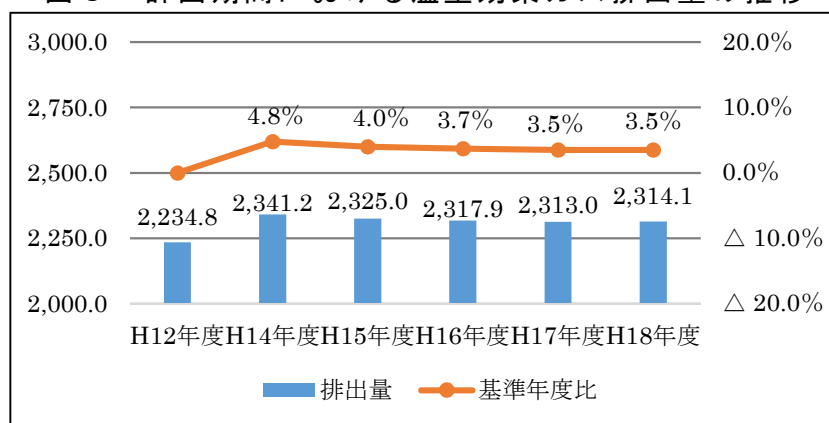
平成12年度の排出係数により算出しますと、目標年度における温室効果ガス総排出量は、基準年度と比較して3.5%の増となりました。これは、基準年度以降に建設・移管された施設（総合福祉センター等）に係るエネルギー消費量の増が要因であると考えられます。

表1 計画期間における温室効果ガス排出量の推移

年度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) ※	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
平成12年度 (基準年度)	2,234.8	—	—
平成14年度	2,341.2	4.8	—
平成15年度	2,325.0	4.0	△0.7
平成16年度	2,317.9	3.7	△0.3
平成17年度	2,313.0	3.5	△0.2
平成18年度 (目標年度)	2,314.1	3.5	0.0

※二酸化炭素換算

図3 計画期間における温室効果ガス排出量の推移



2. 第2次計画(平成21年3月策定)

(1) 計画の概要

計画期間：平成21年度から平成24年度（4年間）

基準年度：平成18年度

対象範囲：本市が行う全ての事務及び事業活動

対象ガス：二酸化炭素

削減目標：基準年度の二酸化炭素排出量と比較して 5.5%削減

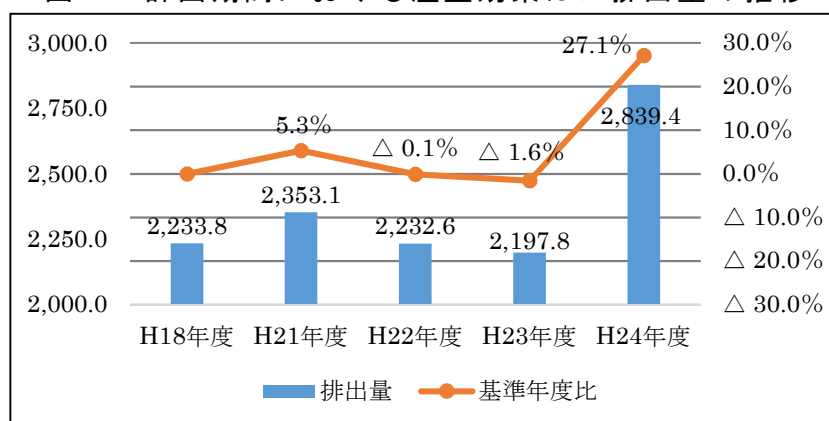
(2) 目標達成状況

目標年度における二酸化炭素排出量は、基準年度と比較して 27.1%の増となりました。これは、基準年度以降に事務組合解散により移管された事務事業（斎場、クリーンセンター管理運営）に係るエネルギー使用量の増に加え、電気使用に係る二酸化炭素排出係数が平成24年度に上昇したことが要因であると考えられます。

表2 計画期間における二酸化炭素排出量の推移

年度	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
平成18年度 (基準年度)	2,233.8	—	—
平成21年度	2,353.1	5.3	—
平成22年度	2,232.6	△0.1	△5.1
平成23年度	2,197.8	△1.6	△1.6
平成24年度 (目標年度)	2,839.4	27.1	29.2

図4 計画期間における温室効果ガス排出量の推移



3. 第3次計画(暫定)(平成29年3月策定)

(1) 計画の概要

計画期間：平成29年4月から9月まで（半年間）

基準年度：平成27年の同期間

対象範囲：本市が行う全ての事務及び事業活動

対象ガス：二酸化炭素

削減目標：基準年度の二酸化炭素排出量と比較して1%削減

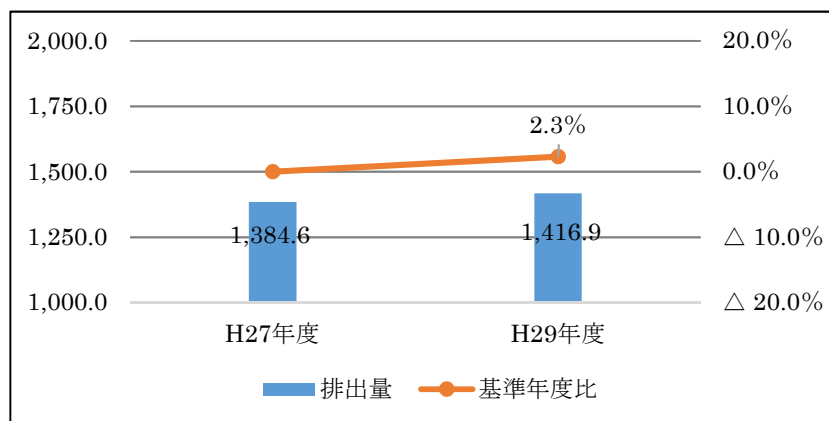
(2) 目標達成状況

目標年度における二酸化炭素排出量は、基準年度に比較して2.3%の増となりました。これは、全体的な使用状況は横ばいでしたが、本庁舎建設工事が完成し平成29年7月に引渡しを受けたことにより電気の使用量が増加したこと、また、電気使用量から二酸化炭素排出量を算出するための係数が変更されたことが要因であると考えられます。

表3 計画期間における二酸化炭素排出量の推移

年度	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	基準年度比 (%)
平成27年度 (基準年度)	1,384.6	—
平成29年度 (目標年度)	1,416.9	2.3

図5 計画期間における温室効果ガス排出量の推移



第3章 温室効果ガス排出量の目標

1. 基準年度(平成30年度)の排出状況

基準年度とする平成30年度の二酸化炭素総排出量は2,959.5 t-CO₂となっており、電気による排出量が全体の80.58%を占めています。

このため、電気使用量の削減が重要となります。

表4 エネルギー別使用料及び二酸化炭素排出量

区分	使用量	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
ガソリン	45,254.5 ℓ	105.0
灯油	88,542.2 ℓ	220.5
軽油	30,774.0 ℓ	79.4
A重油	56,000.0 ℓ	151.8
LPG	6,074.7 kg	18.2
電気	4,807,757.0 kWh	2,384.7
合計		2,959.5

※四捨五入で求めた数値であるため積算値と合計に誤差あり

図6 二酸化炭素の排出割合

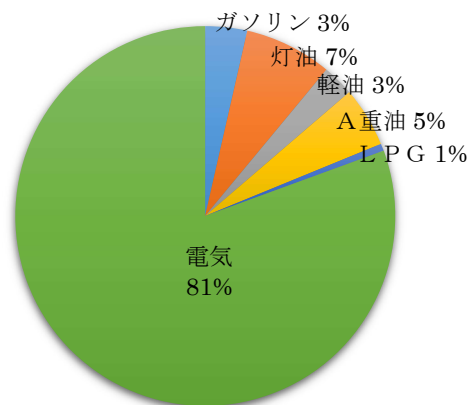
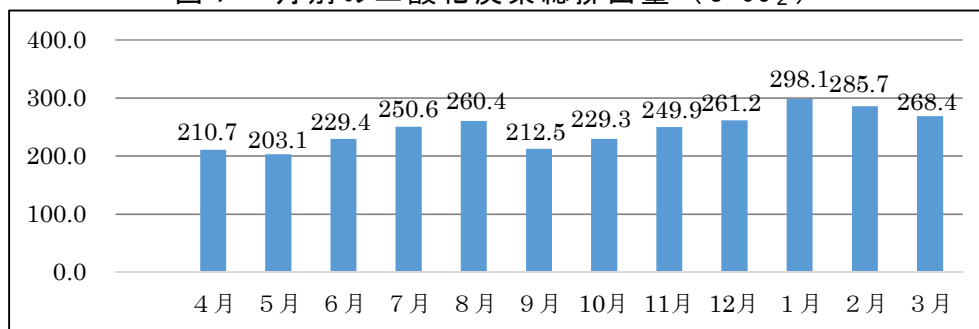


図7 月別の二酸化炭素総排出量 (t-CO₂)



2. 本計画の目標

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）では、事業者単位でのエネルギー管理の実施として、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるよう求めています。

よって本計画では、令和2年度から令和6年度までの5年間で、目標年度（令和6年度）の二酸化炭素排出量を、基準年度（平成30年度）比で5%以上削減することを目標とします。

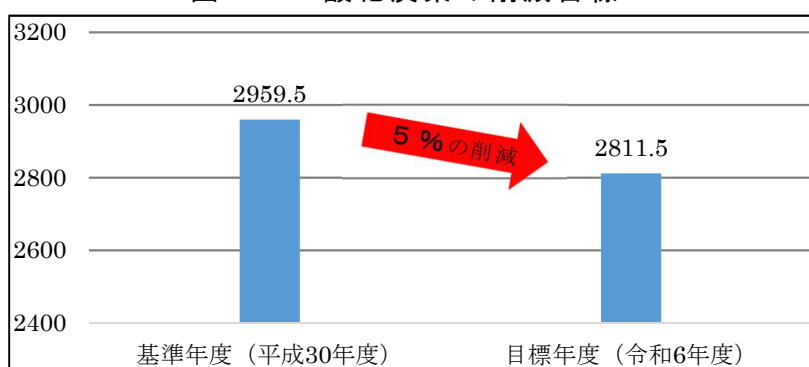
また、温室効果ガス排出量の算定対象ではありませんが、間接的に排出量に関わることから、事務用紙等の用紙類の使用量についても、5%以上の削減することを目標とします。

表5 削減目標一覧

項目	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)	削減率
ガソリン(ℓ)	45,254.5	42,991.8	5%
灯油(ℓ)	88,542.2	84,115.1	
軽油(ℓ)	30,774.0	29,235.3	
A重油(ℓ)	56,000.0	53,200.0	
LPG(kg)	6,074.7	5,771.0	
電気(kWh)	4,807,757.0	4,567,369.2	
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	2,959.5	2,811.5	
事務用紙等使用量(枚)	5,286,900	5,022,500	

※購入枚数、A4換算

図8 二酸化炭素の削減目標



第4章 取組内容

1. 重点取り組み事項

(1) 電気使用量の削減

電気の使用に係る二酸化炭素の排出量が全体の 80.58%を占めることから、照明及び空調機器の使用を必要最小限にするとともに、電気機器類等の節電機能を活用し、電気使用量を削減します。

(2) エコドライブの推進

エコドライブに積極的に取り組むことにより、燃費を向上させ、燃料使用量を削減します。

(3) 事務用紙使用量の削減

ペーパーレス化の重要性を認識し、事務用紙使用量を削減します。

2. 具体的取り組み事項

(1) 購入にあたっての配慮事項

製品の製造段階（資源の採取等）、使用段階、廃棄までの全ての過程を考慮して、総合的に環境負荷が小さい製品やサービスを率先して購入します。

【用紙類・文具・事務機器等】

- ・「エコマーク」、「グリーンマーク」の付いた商品（環境に配慮している商品であることを示すマークの付けられた商品）を選択します。
- ・コピー用紙、プリンター用紙等の情報用紙は、古紙配合率が高く、また、白色度の低い再生紙を使用します。
- ・外注等による印刷物、報告書等他の印刷用紙についても、古紙配合率が高く、かつ白色度が低い再生紙の使用に努めます。
- ・リサイクルを容易にするために、塗工紙の購入は必要最小限にします。
- ・トイレットペーパー等の衛生用紙は、古紙配合率の高いものを購入します。
- ・一般事務用品のうち、ノート及びファイル等の紙製品は、再生紙が使用されている製品及び再生できる用紙類（ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールコート紙等を使用していない用紙類）を購入します。
- ・ボールペン等の文具やその他の事務製品は、再生材料から製造されたものを購入します。

【電気製品】

- ・オフィス機器には、国際エネルギースターロゴのついたものを選択します。
- ・家電や OA 機器の購入・更新にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品（LED 等）を導入するとともに、用途にみあった適正規模の機器を選択します。

【公用車】

- ・低公害車、低燃費車の導入を進めます。

【容器・包装材】

- ・使い捨て製品の購入を抑制し、詰め替え可能な商品やリターナブル容器での販売製品を購入します。
- ・包装がやむを得ない場合には、簡易包装された商品や、再利用が可能な包装材が使用されている商品を優先的に購入します。
- ・製品を購入する際は、可能な限り再利用、リサイクルルートの確立しているものを選択します。

【その他】

- ・再生利用が可能な製品や長期的使用が可能な製品を購入します。

(2) 使用における配慮事項

それぞれの製品やサービスの用途等を考慮しつつ適正使用（利用）、長期使用を図ることにより、使用時における環境負荷の低減を図ります。

【用紙類の使用】（重点取り組み事項）

- ・用紙類を購入するにあたり、在庫管理を徹底し、必要以上の購入を控えます。
- ・資料を作成する時は、内容を精査してミスのないようにします。
- ・会議用資料や報告書の頁数及び部数を必要最小限にします。
- ・各種資料等は共有化を図り、個人所有の資料等はなくすようにします。
- ・簡易な事務連絡等については、回覧、掲示板、イントラネットを使うことにより、用紙類の使用を控えます。
- ・特殊な用途を除き、両面コピーを徹底します。
- ・コピー機の使用後はリセットし、ミスコピーを防止します。
- ・裏面が白紙である用紙はメモ用紙に活用する等、廃棄前に再利用を図ります。

【水の使用】

- ・日常的な節水の励行に努めます。

【エネルギー使用】（重点取り組み事項）

- ・パソコンの使用にあたっては「スリープ」または「休止状態」等、省電力モードへの設定を徹底し、OA機器等を使用していない時は、電源を切ります。
- ・ノー残業デーを推進し、夜間電力使用量を抑制します。
- ・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進し、事務室の冷暖房温度の適正化（暖房 20℃、冷房 28℃）を徹底します。
- ・事務室の冷暖房時間を業務時間内に限定する等、施設の使用実態に応じた適正使用を推進します。
- ・昼休み時及び残業時の事務室の照明は、必要最小限とします。
- ・廊下等の照明はライトアップ時間の短縮、間引き消灯を実施します。
- ・電気機器類等に節電機能が付属している場合、その機能の活用を徹底します。
- ・退庁時に身の回りの電気機器類の電源が切られているかを確認します。
- ・夏季において翌朝の温度上昇を防ぐため、退庁時に窓際のブラインドやカーテンを閉める等、年間を通して採光・遮光を管理し、冷暖房及び照明の効率化を図ります。

【公用車の使用】

- ・自動車を利用する場合で、同一方向に行く場合は公用車の相乗りに努めます。
- ・出張等外出時には、公共交通機関の利用に努めます。
- ・「エコドライブ10のすすめ」を推進します。（重点取り組み事項）
 - 無用なアイドリングをしません。
 - 無用な空ぶかしをしません。
 - 急発進・急加速をしません。
 - 交通状況に応じた安全な定速走行に努めます。
 - 早めにシフトアップします。
 - 減速時には、エンジンプレーキを活用します。
 - 確実な点検・整備を実施します。
 - 不用な荷物を積みません。また、燃料をむやみに満タンにしません。
 - エアコンの使用を控えめにします。
 - 計画的な運転をします。

(3) 廃棄における配慮事項

製品の長期使用などにより可能な限り廃棄物の排出削減を図ります。さらに、再利用（リユース）を推進するとともに、リサイクルルートの確立しているものについては、リサイクルしやすい形態で排出します。

【減量化】

- ・用紙類の使用における配慮事項を推進し、同時に減量化を図ります。

【資源化・リサイクル】

- ・廃棄される用紙類や書類は古紙回収を徹底します。
- ・缶・ビン・ペットボトル等、分別回収を徹底します。
- ・トナーカートリッジ等の回収を徹底します。

第5章 計画の推進・点検

1. 推進体制

「推進担当者」を置き、各所属等における本計画の取り組みを推進するとともに、事務局と協力して総合的な推進を図ります。

(1) 推進担当者

各課等適切な単位で設置し、各課等での取り組みを推進するとともに、その進行管理を行います。

(2) 事務局

本計画の事務局は環境衛生課内に置きます。事務局は、各所属、各課等の実施状況を把握するとともに、総合的な進行管理を行います。

2. 職員等の意識啓発活動の推進

事務局は、推進担当者及び職員全員に対する環境問題に関する情報提供をし、実行計画の普及・啓発に努めます。

3. 実施状況の点検・評価

- (1) 電気、燃料等エネルギーの年間使用量等温室効果ガスの排出に係る諸活動量等を課、所属等適切な単位で把握します。
- (2) 推進担当者は、各課等の事務事業の中で、毎月集計表に使用エネルギー量を入力し、今後の取り組みへの強化等を検討、職員全員で実施するように指導します。
- (3) 推進担当者は、本実行計画の実施状況を事務局に報告します。
- (4) 推進担当者は、物品の購入や印刷物の発注等を行う場合、また施設の新設や改築、設備の新設や更新等を行う場合は、環境への配慮が検討されているかを常にチェックします。
- (5) 事務局は、本計画の実施状況をとりまとめ、総合的な評価を行い、取り組み状況やその効果等について報告・協議します。また、温室効果ガスの総排出量等の実績について公表します。
- (6) 計画は、施設の変化や実施状況を点検し、必要に応じ見直しを行います。

参考資料

1. 高萩市環境都市宣言

平成17年6月22日

私たちのまち高萩は、太平洋の大海原を望み阿武隈の山並みに映える豊かな自然に恵まれています。

私たちは、このかけがえのない豊かな自然環境を守り、育て、将来の世代に引き継ぐため、地球環境にやさしい社会の実現を目指したまちづくりに取り組むことを、ここに宣言します。

2. 高萩市環境基本条例

平成22年3月31日条例第4号

前文

私たちの郷土高萩市は、市域の多くを占める山間部に広がる山林を源として、花貫川や関根川などの河川が美しい渓谷を形成している。海岸部には白い砂浜の広がる高浜・有明・赤浜海岸や「日本の渚・百選」に選ばれた美しい入り江の高戸海岸が続いている。これらの豊かで美しい自然が、様々な形で人々に潤いと恵みを与え、歴史と文化を育んできた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、資源やエネルギーを大量に消費して、緑の減少や水質汚濁など自然環境を悪化させ、また、大量の廃棄物を生み出すなど、深刻な環境の課題に直面する結果となり、このことは、地域の環境問題にとどまらず、地球規模の環境問題を引き起こしている。

私たちは、このかけがえのない自然の恵みや豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、豊かで快適な環境を創り、子々孫々に引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、これまでの生活様式を見直すとともに、市、市民、事業者等が協働して、それぞれの責務を果たして行くことにより、地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境を創り上げて行くことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全と創造 安全で快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持又は保護するとともに、積極的に創り上げていくことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全と創造は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。

3 環境の保全と創造は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において、環境への負荷の低減を図ることにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全と創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し創造するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、緑化の推進その他環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造上の支障を防止するため、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制、その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で市に滞在する者(市を通過する者を含む。以下「滞在者」という。)は、環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又は滞在者(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、高萩市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(環境の保全上の規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、適切かつ迅速に指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

(経済的な助成の措置)

第11条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全と創造に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備及び事業の推進)

第12条 市は、自然環境を適正に保全し、又はその健全な利用を図るため、必要

があると認めるときは、公共的施設の整備及び事業を推進する措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理体制の整備の推進)

第14条 市は、市の施策や事業の実施に当たり環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する体制の整備を率先して推進しなければならない。

2 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者の環境管理に関する体制の整備を推進することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興)

第15条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全と創造に関する広報活動の充実を図ることにより、市民等がその理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に推進するため、公害の防止、自然環境の保全と創造その他の環境の保全と創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全と創造に関する施策の調整及び推進)

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第21条 市は、市民等の意見を環境の保全と創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第23条 市は、地球温暖化の防止、その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

3. 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

平成10年10月19日号外法律第117号

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する

温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量

二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位

三 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量
（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。